

実績評価書

平成 20 年 8 月

評価の対象となる施策目標	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
--------------	-----------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
施策目標	5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
個別目標 1	難病対策を推進すること	
	(主な事務事業) ・ 難病情報センター事業 ・ 重症難病患者入院施設確保事業	
個別目標 2	ハンセン病対策を推進すること	
	(主な事務事業) ・ 普及啓発のためのパンフレット事業 ・ ハンセン病資料館の運営事業 ・ ハンセン病療養所の運営事業	
個別目標 3	エイズ対策を推進すること	
	(主な事務事業) ・ HIV検査・相談事業 ・ HIV検査普及週間の実施 ・ 世界エイズデー普及啓発事業	
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 健康を脅かす特殊の疾病等の予防・治療等を充実させるため、希少性があり、原因不明で効果的な治療方法が確立しておらず、生活面で長期にわたり支障をきたす疾患について、調査研究の推進や医療の確保等を図る。 また、特殊の疾病等の対策として、ハンセン病療養所の運営や、ハンセン病療養所退所者・非入所者等に対する生活支援、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発等のハンセン病対策とともに、HIV・エイズに関する普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進する。		
2 根拠法令 ○らい予防法の廃止に関する法律（平成 8 年法律第 28 号） ○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号） ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）		
主管部局・課室	健康局疾病対策課	
関係部局・課室	医政局国立病院課	

2. 現状分析

<難病対策について>

難病対策については、厚生省（当時）が難病プロジェクトチームを設置し、難病対策の考え方、対策項目などについて検討を行った結果、昭和47年に策定された「難病対策要綱」において、「①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と整理されている。

この要綱を踏まえ、「①調査研究の推進、②医療施設の整備、③医療費の自己負担の軽減、④地域における保健医療福祉の充実・連携、⑤ QOL の向上を目指した福祉施策の推進」の5本の柱に基づき、症例数が少なく原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期に渡る疾病を研究する難治性疾患克服研究事業及び難病患者の医療費の助成制度である特定疾患治療研究事業など、各種の施策を推進している。

なお、特定疾患治療研究事業の受給者証件数は、昭和63年度169,906件、平成10年423,124件、平成17年度565,848件と年々増加している状況にあり、引き続き、難病対策の充実・強化が必要である。

<ハンセン病対策について>

ハンセン病対策については、平成8年4月に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立し、これまでのいわゆる隔離政策が改正された。また、平成10年に提起された「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」について、平成13年5月の熊本地裁判決を踏まえ、内閣として控訴しないことを決定した。

これを受けて、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、議員立法により「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立（平成13年6月公布・施行）した。また、これと平行して、原告と和解協議を行い、基本合意書に調印し、漸次和解が成立中である。

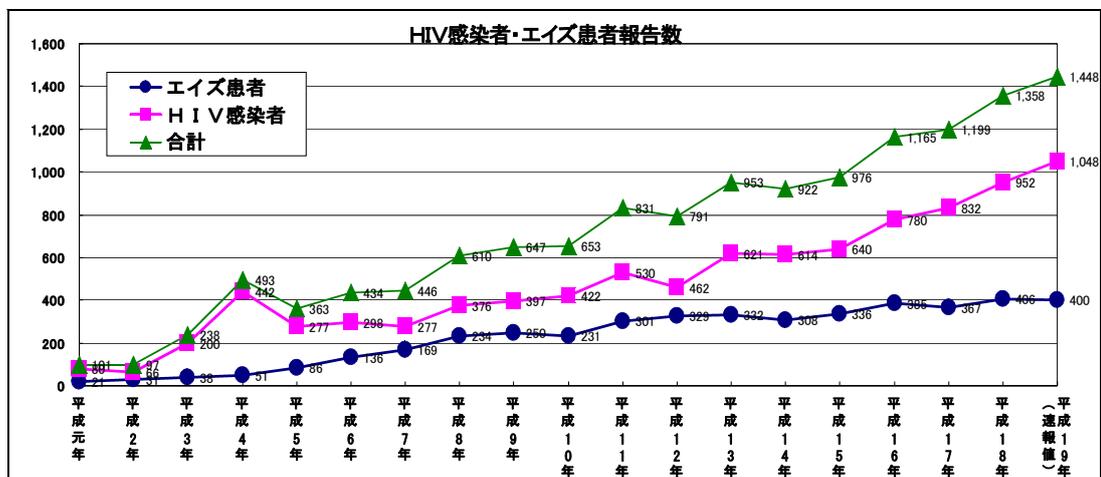
ハンセン病患者・元患者への恒久対策については、厚生労働副大臣を座長とする「ハンセン病問題対策協議議会」において、患者・元患者の代表らと検討を重ね、合意された事項について、①謝罪・名誉回復措置、②在園保障、③社会復帰・社会生活支援、を柱として実施している。

しかし、療養所入所者の社会復帰は、高齢化や社会に今なお偏見・差別が残っていることなどから困難となっており、引き続き、対策が必要となっている。

<エイズ対策について>

エイズ対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第11条第1項の規定に基づき作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（「エイズ予防指針」（平成11年厚生省告示217号）により、予防と医療にかかる総合的施策を患者の人権に配慮しつつ推進してきた。

エイズ／HIV感染の動向を見ると、平成19年の新規HIV感染者・エイズ患者報告数（速報値）の合計が過去最高の数となっており、増加傾向が続いている。近年では地域的、年齢的にも広がりを見せており、依然として予断を許さない状況である。



資料：エイズ動向委員会報告数(厚生労働省健康局調べによる)

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 難病情報センターへのホームページアクセス件数(単位:千件) (前年度以上/毎年度)	7,848 【129.2%】	10,192 【129.9%】	13,336 【130.8%】	17,385 【130.4%】	17,358 【99.8%】
2 ハンセン病資料館の入館者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度)	13,164 【91.3%】	12,583 【95.6%】	5,190 【-%】	- 【-%】	21,120 【-%】
3 保健所等におけるHIV抗体検査 件数(単位:件) (前年以上/毎年)	75,539 【122.5%】	89,004 【117.8%】	100,287 【112.7%】	116,550 【116.2%】	153,816 【132.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・ 各指標は、健康局疾病対策課の調べによる。 ・ 指標1及び2の各年度の数値は年度末時点であり、指標3の各年の数値は年末時点である。 ・ なお、指標2については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館(平成17年9月から平成19年3月末まで)により、平成17年度については8月31日までの入館者数となっており、平成18年度については実績値は無い。 【参考】 難病情報センターHP http://www.nanbyou.or.jp エイズ予防情報ネットHP http://api-net.jfap.or.jp/htmls/frameset-03-02.html					
施策目標の評価					
【有効性の観点】 1 難病情報センターへのホームページアクセス件数が、最近5カ年で2倍以上に増加しているが、このホームページには、診断・治療指針等を掲載し、患者から医療関係者まで、幅広く情報を入手できるものであることから、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。また、これにより、国民の受診機会の増加、また、治療研究の促進に繋がっているものと評価できる。 2 ハンセン病資料館の入館者数については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、休館前と比べて大幅に入館者が増え、多くの国民に情報提供を行うことができおり、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。 3 保健所等におけるHIV抗体検査件数については、年々検査件数が増えており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、有効に進んでいるものと認められる。					
【効率性の観点】 1 難病情報センターのホームページアクセス件数は5年間で2倍以上増えており、難病に対する一般的な情報の他、医療従事者に向けた診断・治療指針も掲載しており、難病に関する情報を一元的に閲覧できるものと考えている。これらの情報を掲載することで、ホームページにより、難病に関する適切な情報提供が有効かつ効率的に行われているものと認められる。 2 ハンセン病資料館の入館者数が大幅に増えていることなどから、ハンセン病の正しい知識についての普及啓発が効率的に進んでいるものと評価できる。 3 HIV・エイズに関する普及啓発及び教育の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加(参考指標:「保健所等におけるHIV/エイズに関する相談件数」参照)しており、効率的に普及啓発が行われたものと評価できる。					
【総合的な評価】 1 難病患者に対する受診機会の増加及び国民への情報提供は、難病情報センターホームページのアクセス件数の増加などに見られるように、有効かつ効果的に行われている。また、国民への情報提供により、国民の受診機会の増加や治療研究の促進に繋がっており、難病対策の推進が図られているものと評価できる。					

今後とも、難病情報センターにおける情報提供の充実を図るなど、難病に関する情報提供を効果的に行うとともに、調査研究の推進等、難病対策を推進することが重要である。

- 2 ハンセン病対策の推進については、指標については、拡張工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、再オープンしたハンセン病資料館が、差別・偏見の解消に向けた拠点として多くの入館者を集めるなど、目標の達成に向けて有効な取り組みが行われていると評価できる。

この他、中学生向けパンフレットの配布事業やシンポジウムの開催等が着実に実施されており、今後も元患者等と協議を重ねながら必要な政策の実施を図ることが重要である。

- 3 HIV・エイズに関する普及啓発及び教育の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加しており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、成果が認められる。

今後とも、より一層、普及啓発及び教育の推進に取り組むとともに、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進することが重要である。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1					
難病対策を推進すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 難病情報センターへのホームページアクセス件数(単位:千件) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標 1 と同じ	7,848 【129.2%】	10,192 【129.9%】	13,336 【130.8%】	17,385 【130.4%】	17,358 【99.8%】
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 指標 1 は健康局疾病対策課の調べによる。 なお、各年度の数値は年度末時点である。 					
【参考】難病情報センターホームページ http://www.nanbyou.or.jp					
参考指標	H15	H16	H17	H18	H19
1 特定疾患治療研究事業の受給者証件数(単位:件)	530,843	541,704	565,848	585,824	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 指標 1 は健康局疾病対策課の調べによる。 平成 19 年度については集計中であり、平成 20 年 1 1 月ごろに公表予定。 					
個別目標 1 に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
<p>難病情報センターへのアクセス件数が最近 5 年間で 2 倍以上に増加していることなど、難病対策に関する症状や相談先などの一般的な情報提供はもとより、医療従事者に向けた診断・治療指針についての情報も含め、国民への情報提供は効果的に行われており、受診機会の増加や治療研究の促進に繋がるなど、難病対策の推進が図られているものと評価できる。</p> <p>また、重症難病患者入院施設確保事業についても、各都道府県において拠点病院や協力病院の整備を行っているところであるが、これらの病院の整備についても病院数も増加するなど着実に実行されており、重症難病患者入院施設確保体制の重要性が認識されているものと評価できる。</p> <p>今後とも、難病情報センターにおける情報提供の充実を図るなど、難病に関する情報提供を効果的に行うとともに、調査研究の推進等、難病対策を推進することが重要である。</p>					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 難病情報センター事業					
平成19年度 : 29百万円(補助割合:[国(定額10/10相当)])					

予算額	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ()
実施主体	本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()
概要	難病に関する各種一般・専門情報の提供を広く行うことにより、難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応し、その療養生活の一層の支援を図るとともに、医療関係者等に対し、最新の認定基準、治療方針、症例等に関する情報提供を行う。
事務事業名	重症難病患者入院施設確保事業
平成19年度 予算額	108百万円 (補助割合：[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ()
実施主体	本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()
概要	病状の悪化等の理由により、居宅での療養が極めて困難な状況となり、入院治療が必要となった重症難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図る。

個別目標2						
ハンセン病対策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率 (実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	ハンセン病資料館の入館者数 (単位：人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ	13,164 【91.3%】	12,583 【95.6%】	5,190 【-%】	- 【-%】	21,120 【-%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 健康局疾病対策課の調べによる。 各年度の数値は年度末時点である。 なお、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館 (平成17年9月から平成19年3月末まで) により、平成17年度については8月31日までの入館者数となっており、平成18年度については実績値は無い。 						
個別目標2に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>ハンセン病対策の推進については、再オープンしたハンセン病資料館が、差別・偏見の解消に向けた拠点とし多くの入館者を集めるなど、目標の達成に向けて有効な取組が行われていると評価できる。</p> <p>この他、中学生向けパンフレットの配布事業や補償金の支給、「ハンセン病問題に関する検証会議」の提言の十分な検討や検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにする再発防止検討調査事業や社会復帰を希望する者の生活基盤の確立及び自立の促進に資するために必要な費用の支援を行う社会復帰支援事業が着実に実施されており、今後も元患者等と協議を重ねながら必要な政策の実施を図ることが重要である。</p>						
政策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名	ハンセン病資料館の運営事業					
平成19年度 予算額	170百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ()					
実施主体	本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()					
概要	内閣総理大臣談話及びハンセン病補償法に基づき、ハンセン病患者・回復者の過酷な歴史を伝え名誉回復を図るとともに、ハンセン病に関する国民の偏見・差別の解消及び情報の発信を図る。					
事務事業名	普及啓発のためのパンフレット事業					
平成19年度 予算額	27百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ()					

実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	ハンセン病に関する偏見・差別の解消及び正しい知識の普及啓発のため、平成14年度より全国の中学生を対象としたパンフレット「わたしたちにできること」を作成・配布し、学校教育の場において取り組みを行っている。
事務事業名	ハンセン病療養所の運営事業（国立ハンセン病療養所）
平成19年度 予算額	12,047百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	国立ハンセン病療養所（13施設）の運営管理、入所者への医療の提供・福祉の増進等を行っている。
事務事業名	ハンセン病療養所の運営事業（私立ハンセン病療養所）
平成19年度 予算額	236百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	私立ハンセン病療養所（2施設）の運営管理、入所者への医療の提供・福祉の増進等のために必要な補助を行っている。

個別目標3 エイズ対策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	保健所等におけるHIV抗体検査 件数（単位：件） （前年以上/毎年） ※施策目標に係る指標3と同じ	75,539 【122.5%】	89,004 【117.8%】	100,287 【112.7%】	116,550 【116.2%】	153,816 【132.0%】
（調査名・資料出所、備考） ・ 指標1は、健康局疾病対策課の調べによる。 ・ なお、各年の数値は年末時点である。						
【参考】エイズ予防情報ネットHP http://api-net.jfap.or.jp/htmls/frameset-03-02.html						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	保健所等におけるHIV/エイズ に関する相談件数	130,153	146,585	161,474	173,651	214,347
2	HIV感染者・エイズ患者報告数	976	1,165	1,199	1,358	1,500
・ 指標1・2は、健康局疾病対策課の調べによる。 ・ なお、各年の数値は年末時点である。						
【参考】エイズ予防情報ネットHP http://api-net.jfap.or.jp/htmls/frameset-03-02.html						
個別目標3に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
HIV・エイズに関する普及啓発及び教育に加え、夜間・休日検査の実施等利用者の利便性に配慮した検査体制の整備の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加しており、エイズ対策が効果的に推進されている。 今後とも、より一層、普及啓発及び教育の推進に取り組むとともに、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進することが重要である。						

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	H I V検査・相談事業
平成19年度 予算額	250百万円（補助割合：[国1/2][都道府県1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：都道府県・政令市・特別区が保健所等で実施するH I V検査及びエイズに関する相談や、世界エイズデー等の際に実施するH I V検査及び相談事業に対し補助を行う。	
事務事業名	H I V検査普及週間の実施
平成19年度 予算額	一百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ） 事業としての予算はありません
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：国や都道府県が行う検査・相談体制の充実を図る取組みを強化することにより、国民のH I Vやエイズに対する関心を喚起し、もってH I V検査の浸透・普及を図るため、キャンペーン活動等を実施する。	
事務事業名	世界エイズデー普及啓発事業
平成19年度 予算額	37百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：UNAIDS（国連合同エイズ計画）が提唱する12月1日の世界エイズデーにあわせて、エイズのまん延防止、患者・感染者に対する差別・偏見等の解消を目的として、各種普及啓発イベントを実施する。	

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1	目標達成率 99.8%
指標2	目標達成率 -%
指標3	目標達成率 132.0%
（目標達成率を算定できない場合、その理由）	
指標2（ハンセン病資料館の入館者数：前年度以上/毎年度）については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館（平成17年9月から平成19年3月末まで）により、平成18年度については実績値が無いので、目標達成率を算定できない。	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i	施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
ii	施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 （ロ）見直しを行わず引き続き実施 <input checked="" type="checkbox"/> （ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
（理由）	
難病対策については、平成20年度において、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、難病患者の実態を踏まえ、引き続き平成21年度要求においても難病対策の推進に必要な経費を要求することを予定している。 なお、難病情報センターについては、難病に関する医療従事者からの相談に対応するために必要な提供情報蓄積及び情報処理能力の向上に資するため、サーバーの増設を行う予定である。また、特定疾患治療研究事業については、受給者の増及び新規疾患追加により、拡充要求を行うこととしている。さらに、難治性疾患克服研究事業については、「5つの安心プラン」において、難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大等事業を大幅に拡充することとしている。 また、H I V/エイズに係る普及啓発については、平成19年度事業において財政的	

な制約から申請額を減少させる自治体が増えたことから、各都道府県等での取組が進んでいない状況である。このことを踏まえ、平成20年度においては、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、新規患者・感染者の報告数が増加していることを踏まえ、引き続き平成21年度要求においてもエイズ対策の推進に必要な経費を要求することを予定している。

3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)

(施策目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(個別目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(理由)

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)
・「難病対策(や肝炎対策)を一層推進する。」

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。